

## 年金記録問題に関する諸事項の状況

○ 名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について	1
○ 厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について	7
○ 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況	9
○ 標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況	13
○ 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み	17

平成23年3月8日  
日本年金機構



## 名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について

### 1 サンプル調査の概要

#### (1) 目的

名寄せ特別便の1次名寄せ対象者（記録の期間が重複している者を除く）のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約88万人）を対象に実施したフォローアップ照会（注）については、約8割の方が、名寄せされた未統合記録がご本人のものであると確認できたところ。

本サンプル調査は、フォローアップ照会の対象とならなかった方のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約210万人）について実態を把握し、今後の対応の在り方について検討することを目的として実施。

（注）1次名寄せ対象者（氏名、生年月日及び性別がほぼ完全に一致）のうち、未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との間に重複がない者について、年金事務所等において市区町村の協力も得ながら、個別にご本人に接触し、記録確認を行ったところ。

#### (2) 対象者

名寄せ特別便を送付した方のうち、以下の方から3千件を抽出。

- ① 1次名寄せ対象者で記録に重複がある者
- ② 2次名寄せ対象者（フルヤ→フルタニ、ソーンなどの漢字やカナの読み間違いなどを一致とみなす又は生年月日の±1日や元号を除外して年月日で一致とするなど条件を緩和して未統合記録と一致した者）

#### (3) 実施方法

サンプル調査対象者のうち、減額となるケースを除き、個別に電話、訪問又は文書にて未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

## 2 調査結果

サンプル調査対象者3,000人のうち、ご本人に接触できた2,262人の調査結果は以下のとおり。

調査対象者	接触できた人数	確 認 結 果	
		本人の記録と確認	本人の記録ではない
受給者	1,165人	28人(2.4%)	1,137人(97.6%)
加入者	1,097人	52人(4.7%)	1,045人(95.3%)
合 計	2,262人	80人(3.5%)	2,182人(96.5%)

### 《分析》

- ① 全体としては、ご本人の記録と確認できたのは3.5%（サンプル調査者3,000人に対しては2.7%）。
- ② これまで実施してきたフォローアップ照会は約8割の方がご本人の記録と確認できているのに対し、今回のサンプル調査結果では、大部分の方がご本人の記録ではないという結果となっている。仮にフォローアップ調査を実施すると、多くの場合（96.5%の方へ）、自身の記録ではない情報を提供することになると予想される。

（参考1）ねんきん特別便送付に伴い記録訂正された人の割合

- 全回答者に対する割合：11%
- 全送付者に対する割合：8%

（参考2）

- 約210万人のうち、2.7%（約5.7万人）の方の年金が増加するとした場合の年金増加額（年額） 約21億円
- 約210万人に対し個別に電話、訪問又は文書による照会を行うとした場合の経費の見込み
  - ・ 概算費用 約107億円
  - ・ 1年間、毎日約1,900人、年金事務所1箇所当たり6人が専属で従事

#### 4 今後の対応（案）

2次名寄せ対象者等については、以下の対応を検討することとする。

- ① 未統合記録について、「ねんきんネット」において、ご本人が自ら自身の記録を検索することができる仕組みを構築する（その際、2次名寄せと同様に、氏名や生年月日のあいまい検索を可能とする）
- ② 受給者については、今回のサンプル調査において、ご本人の記録であると確認できた事例（28ケース）のうち、5割（50%）が紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業により記録が判明する見込みであり、着実に対応を図る

（参考）

調査対象者		紙台帳とコンピュータ記録の突合せ により記録判明が見込まれる者
受給者	28人	14人（50%）
加入者	52人	7人（13%）
合計	80人	21人（26%）

- ③ 加入者については、新規裁定の裁定請求書受付その他の年金記録の相談時に、ご本人へ未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、改めてご本人の記録であるか否かを確認（名寄せ便送付者は窓口の端末装置で確認可能）

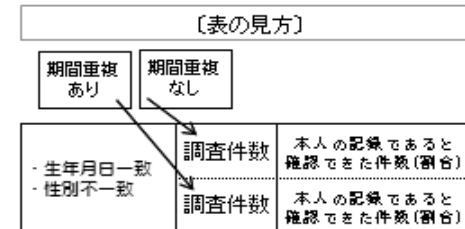
(参考)

調査件数合計:2,262件  
確認できた件数合計:80件(3.5%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

合計

氏名条件		氏名条件						
		第一次名寄せ		第二次名寄せ				
		①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違え 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致				
生年月日 性別(下段) 条件	高	一次	(フォローアップ済)		115	11 (9.6%)		
			58	4 (6.9%)	119	2 (1.7%)		
	緩和度合い	一次	・生年月日一致 ・性別一致	150	12 (8.0%)	70	1 (1.4%)	
				149	11 (7.4%)	63	2 (3.2%)	
		第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	263	2 (0.8%)	165	4 (2.4%)	
				414	2 (0.5%)	254	3 (1.2%)	
		低	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	119	16 (13.4%)		
					323	10 (3.1%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

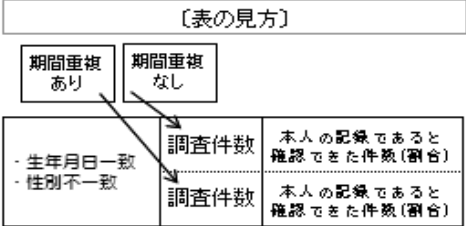
調査件数合計:1,165 件  
 確認できた件数合計:28 件 (2.4%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

受給者



氏名条件		氏名条件				
		第一次名寄せ		第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソーン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致		
		(フォローアップ済)		59	8 (13.6%)	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	24	0 (0.0%)	61	1 (1.6%)
			88	6 (6.8%)	38	1 (2.6%)
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	71	3 (4.2%)	33	1 (3.0%)
			95	1 (1.1%)	63	0 (0.0%)
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	222	0 (0.0%)	157	0 (0.0%)
			0	0 (0.0%)		
	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	254	7 (2.8%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

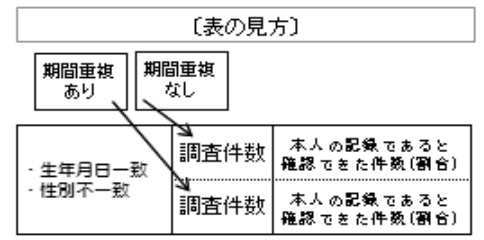
調査件数合計:1,097 件  
 確認できた件数合計:52 件 (4.7%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

加入者



氏名条件		氏名条件				
		第一次名寄せ		第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違え 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致		
		(フォローアップ済)		56	3 (5.4%)	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	34	4 (11.8%)	58	1 (1.7%)
			62	6 (9.7%)	32	0 (0.0%)
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	78	8 (10.3%)	30	1 (3.3%)
			168	1 (0.6%)	102	4 (3.9%)
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	192	2 (1.0%)	97	3 (3.1%)
			119	16 (13.4%)		
	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	69	3 (4.3%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。



# 厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について

## 1. サンプル調査の概要

### (1) 対象者

厚生年金保険及び船員保険旧台帳の記録(1,466万件)のうち、基礎年金番号を保有していない等のため、いわゆるグレー便(※)の送付対象(約68万通)とならなかった記録について、住民基本台帳ネットワークとの突合せを行い3情報が一致した記録(7万件)から無作為に467件を抽出。

※グレー便とは、マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録とを3条件(氏名・生年月日・性別)による突合せをして一致した者に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付したものの

### (2) 実施方法

サンプル調査対象者に対し、個別に電話、訪問にて旧台帳記録の情報(加入制度、加入期間など)を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

## 2. 調査結果

(1) サンプル調査対象467人のうち、ご本人に接触できた315人の調査結果は以下のとおり。

接触できた人数	本人の記録と確認		本人の記録でない
	受給に結びつく可能性がある	受給に結びつかない(※)	
315	83 (26%)	164 (53%)	66 (21%)

### (※) 受給に結びつかない理由

- ・今回見つかった記録以外に記録が無く、受給に結びつかなかった
- ・旧共済年金受給者であり、見つかった記録が1年未満のため通算老齢年金の対象とならない等

## (2) 年金受給に結びついた事例の内訳

内容	人数
共済年金を受給中であり、受給要件を満たす(※)	77 ( 93%)
カラ期間と合算して受給資格期間を満たす	4 ( 5%)
他手番記録と合算して受給資格期間を満たす	2 ( 2%)
合 計	83 (100%)

※平成20年5月に送付した「年金記録の確認のお知らせ」(グレー便)を送付する際には、旧台帳の漢字氏名を利用し、共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録と突合せを行ったが、共済年金受給者の記録の一部に氏名がカナのみのものがあったことから、当時の作業ではグレー便の対象とはならなかったもの。今般の住基ネットとの突合せにおいて住基ネットからカナ氏名の情報が取得できたことから、今回の作業では、対象となる共済年金受給者の把握が可能となった。

### 3. 今後の対応(案)

厚生年金等の旧台帳の記録と住基ネットとの突合せにより一致した記録(7万件)と共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録との突合せを行い、一致した場合には、ご本人のものと思われる記録をお知らせすることを検討することとする。(23年度中実施目途)

## 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

○本年1月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成22年4月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成23年1月末現在)

	23年1月末までの受付件数 (※1)	第一次審査終了(計 594,452、うち受給権者 179,615、被保険者 414,837)							第一次審査 未了
		紙台帳等が 国のオンライン記録 と一致 (国の記録「正」 として基金等に 回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他 (※3)		
			国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)	「訂正不要」の 申出あり又は 受給者で減額と なるため 訂正しないもの	本人に記録訂 正の可否を 確認したが 一定期間経過 後も申出なし	うち 記録訂正済			
受給権者	569,342	150,932	18,719	13,035	12,049	4,939	745	9,964	389,727
被保険者	1,416,056	370,734	15,341	13,848	12,796	924	569	28,762	1,001,219
計	1,985,398	521,666	34,060	26,883	24,845	5,863	1,314	38,726	1,390,946

※1 一人につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

### 【処理促進のための主な方策】

○本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図る。

- ・各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
- ・職員の新規採用
- ・東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
- ・進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

#### 10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況（平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋）

○被保険者記録と基金記録の不一致率：約6.4%（企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率（平成22年5月13日時点速報値））

・資格期間、標準報酬月額等の不一致：約4.5%

}	連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
	連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
	年金額に影響がないケース	約0.1%

・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致：約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算：約260万件（厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算）

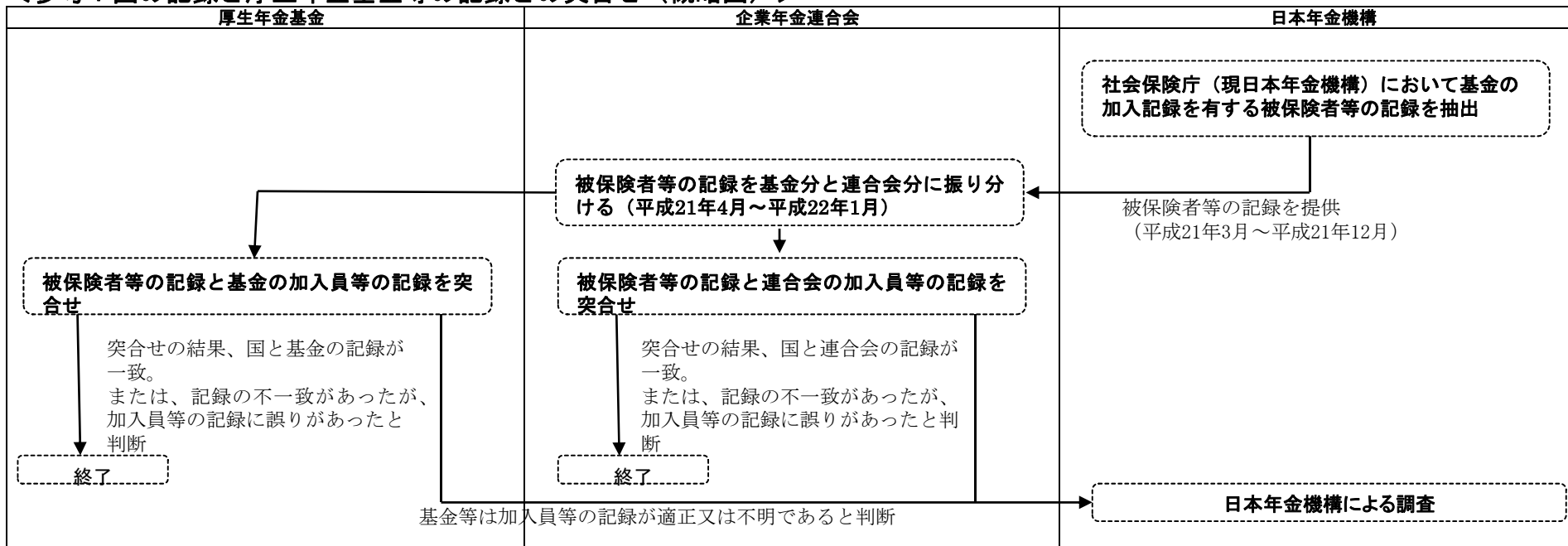
（注）上記実施状況の表では、一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。

# 国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

## <概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
  - ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
  - ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

## <参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



(注) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額



## 標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況

### (1) 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組み結果

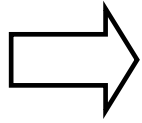
- 約2万件の戸別訪問調査において、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復申立ての意思あり」との回答があった事案（以下「従業員事案」という。）・・・1,602件
  
- この従業員事案1,602件については、平成22年6月末までに、年金事務所段階での処理を基本的に完了。平成22年6月末及び平成23年2月末の状況は下表のとおり。

	平成22年6月末時点（注1）	平成23年2月末時点（注2）
① 年金事務所段階における回復基準による記録回復（②を除く）	583	586・・・A
② 第三者委員会によるあつせんを受けた者の同僚に係る記録回復	41	41・・・B
③ 第三者委員会に送付 → あつせん	674（注3）	735・・・C
④ 第三者委員会に送付 → 非あつせん	62（注3）	75
⑤ 第三者委員会に送付 → 審議中	90（注3）	0
⑥ 記録回復の申立てを取り下げたもの	58	71
⑦ 繰り返し働きかけを行ったが記録回復の申立てがなかったもの	94	94
<b>従業員事案合計</b>	<b>1,602件</b>	<b>1,602件</b>

（注1）平成22年7月27日に年金記録回復委員会へ報告したもの。

（注2）平成22年6月末時点の数字をベースに、同時点において「⑤第三者委員会に送付→審議中」に該当していた事案（90件）の平成23年2月末時点での状況を反映させたもの。

（注3）平成22年6月末時点において年金事務所が把握している状況。



○ 従業員事案 1, 602 件のうち、1, 362 件(\*) (85%) が記録回復につながったところ。

\*上表のA+B+C=1, 362件

○ また、627 件(\*) (39%) が年金事務所段階での記録回復につながったところ。

\*上表のA+B=627件

(参考) 約2万件の戸別訪問調査について

- ・ 標準報酬等の遡及訂正事案に関する対応の一環として、旧社会保険庁においては、以下の3条件のすべてに該当する記録(約6.9万件)を不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録としてオンライン記録から抽出し、このうち厚生年金受給者(約2万件)について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を実施し、ご本人に記録確認を行っていただいたところ。
  - ①標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
  - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
  - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ・ この調査については、対象者と連絡をとることができないなど戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、平成21年12月末までに終了し、その実施結果を、平成22年7月27日の年金記録回復委員会に報告を行った。



(2) 標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所段階における記録回復件数

	合計	平成20年12月の基準等 (注1)	平成21年12月の基準 (注2)	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案
		①	②	③	④
平成21年12月末 (累計)	996	505	—	210	281
平成23年1月末 (累計)	2,481 [1,422 (注4)]	644 [408]	356 [356]	683 [362]	798 [296 (注5)]
平成21年12月末 の件数との差	+1,485	+139	+356	+473	+517

(注1) ①平成20年12月の基準等・・・平成20年12月の基準（全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細書等があるもの）及び平成21年5月の基準（同年12月から②の基準に移行）

(注2) ②平成21年12月の基準・・・約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の従業員事案

(注3) [ ] 内の件数は、約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の事案の件数

(注4) 一部推計の要素を含んだ件数（下記注5参照）

(注5) これまでに作成した同僚リストの状況から推計した件数



# 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み

## I 全体概況

### 1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしている(注)が、年金を受給していない方についてサンプル調査(平成21年12月公表)を行ったところ、受給資格期間を満たしていながら、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」を送付し、年金の請求を促すこととしたもの。

(注)70歳までの保険料納付により25年を満たすことができる場合を含む。

○平成22年9月30日に、約6.5万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況は、下表のとおり。

	合 計		69歳以下の方		70歳以上の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	64,678	100.0%	32,504	100.0%	32,174	100.0%
裁定された方(人)(注)	26,259	40.6%	8,260	25.4%	17,999	55.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	6,572	20.2%	8,494	26.4%

(注)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方を含む(4,629人)。

### 2 70歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

○上記1のサンプル調査の結果、70歳まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たし得るにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により任意加入制度等について説明を行い、年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成22年9月28日に、約1.6万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	15,931	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	476	3.0%
裁定された方(人)	3,474	21.8%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に請求を行った方	1,834	11.5%

### 3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方についてサンプル調査(平成21年7月公表)を行ったところ、合算対象期間(カラ期間)がある等により受給資格期間を満たすにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により注意喚起を行い、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成21年12月18日～24日に、約50万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	499,399	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	12,046	2.4%
裁定された方(人)	60,764	12.2%
うち、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に請求を行った方	47,403	9.5%

## II 実施状況の詳細

### 1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ

#### (1)「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ」の送付について

##### ① 趣旨

年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

##### ② 送付対象者(年齢は、平成22年9月30日時点)

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たしていながら年金を受給していない69歳以上の方(注)であって、年金の全部又は一部の請求を行っていない方に対して、年金の請求を促す「お知らせ」を送付した。  
(平成22年9月30日送付)

(注)68歳の方で平成23年4月までに69歳に到達する方を含む。

○ 送付対象者数： 約6.5万人 (69歳以下:約3.3万人、70歳以上:約3.2万人)

(内訳)

(ア) 年金を全く請求していない方(以下「全く未請求の方」という。)……………約2.3万人 (69歳以下:約0.8万人、70歳以上:約1.5万人)

(注)共済年金受給者で、国民年金、厚生年金の加入期間が全く未請求となっている方を含む。

(イ) 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも請求していない方(以下「65歳以降未請求の方」という。)……………約0.2万人 (69歳以下:約0.1万人、70歳以上:約0.2万人)

(ウ) 65歳以降に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有しながら、いずれか一方のみを受給しており、他の一方を請求していない方(以下「一方のみ未請求の方」という。)……………約3.9万人 (69歳以下:約2.3万人、70歳以上:約1.6万人)

## (2)「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

### ①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

#### <表A>対象者全体

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	64,678	100.0%	22,772	100.0%	2,440	100.0%	39,466	100.0%
裁定された方(人)	26,259 (注2)	40.6%	9,557 (注2)	42.0%	175	7.2%	16,527	41.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	2,422	10.6%	102	4.2%	12,542	31.8%

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

#### <表B>69歳以下の方の状況

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	32,504	100.0%	8,238	100.0%	813	100.0%	23,453	100.0%
裁定された方(人)	8,260 (注2)	25.4%	2,000 (注2)	24.3%	88	10.8%	6,172	26.3%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	6,572	20.2%	1,149	13.9%	59	7.3%	5,364	22.9%

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

#### <表C>70歳以上の方の状況

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	32,174	100.0%	14,534	100.0%	1,627	100.0%	16,013	100.0%
裁定された方(人)	17,999 (注2)	55.9%	7,557 (注2)	52.0%	87	5.3%	10,355	64.7%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	8,494	26.4%	1,273	8.8%	43	2.6%	7,178	44.8%

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

② 「お知らせ」送付対象者の来訪相談状況(平成22年12月31日現在)

<表A>69歳以下の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,504	-	8,238	-	813	-	23,453	-
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人) <sup>(注1)</sup>		7,230	100.0%	731	100.0%	201	100.0%	6,298	100.0%
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	2,708	37.5%	215	29.4%	82	40.8%	2,411	38.3%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	1,897	26.2%	298	40.8%	46	22.9%	1,553	24.7%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	2,256	31.2%	115	15.7%	59	29.4%	2,082	33.1%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	138	1.9%	7	1.0%	5	2.5%	126	2.0%
	6 本人死亡	38	0.5%	19	2.6%	0	0.0%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み <sup>(注2)</sup>	193	2.7%	77	10.5%	9	4.5%	107	1.7%
	8 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,174	-	14,534	-	1,627	-	16,013	-
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人) (注1)		7,350	100.0%	1,478	100.0%	180	100.0%	5,692	100.0%
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	5,162	70.2%	370	25.0%	135	75.0%	4,657	81.8%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	955	13.0%	340	23.0%	26	14.4%	589	10.3%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	6 本人死亡	157	2.1%	132	8.9%	6	3.3%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み (注2)	1,071	14.6%	634	42.9%	12	6.7%	425	7.5%
	8 その他	4	0.1%	2	0.1%	1	0.6%	1	0.0%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)旧共済年受給者を含む。



③ 「お知らせ」送付対象者が年金請求をしていなかった理由(平成22年10月に年金事務所等へ相談来訪された方についての調査結果)

<表A>69歳以下の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人) <sup>(注1)</sup>		6,627	100.0%	658	100.0%	187	100.0%	5,782	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	235	3.5%	38	5.8%	12	6.4%	185	3.2%
	2 請求方法を知らなかった	691	10.4%	88	13.4%	41	21.9%	562	9.7%
	3 これから請求するつもりだった	1,173	17.7%	107	16.3%	26	13.9%	1,040	18.0%
	4 請求することを忘れていた	465	7.0%	50	7.6%	24	12.8%	391	6.8%
	5 在職中であったため請求できないと思っていた	110	1.7%	29	4.4%	6	3.2%	75	1.3%
	6 繰下げ請求を考えていた	2,533	38.2%	191	29.0%	61	32.6%	2,281	39.5%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	143	2.2%	7	1.1%	3	1.6%	133	2.3%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた <sup>(注2)</sup>	870	13.1%	0	0.0%	0	0.0%	870	15.0%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	25	0.4%	25	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	48	0.7%	13	2.0%	2	1.1%	33	0.6%
	11 本人死亡により不明	35	0.5%	18	2.7%	0	0.0%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み <sup>(注3)</sup>	193	2.9%	77	11.7%	9	4.8%	107	1.9%
	13 その他	16	0.2%	9	1.4%	1	0.5%	6	0.1%
	14 回答が得られなかった	90	1.4%	6	0.9%	2	1.1%	82	1.4%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)		7,205	100.0%	1,439	100.0%	178	100.0%	5,588	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	123	1.7%	35	2.4%	7	3.9%	81	1.4%
	2 請求方法を知らなかった	1,614	22.4%	273	19.0%	76	42.7%	1,265	22.6%
	3 これから請求するつもりだった	150	2.1%	26	1.8%	6	3.4%	118	2.1%
	4 請求することを忘れていた	1,440	20.0%	125	8.7%	35	19.7%	1,280	22.9%
	5 在職中であったため請求できないと思っていた	151	2.1%	36	2.5%	5	2.8%	110	2.0%
	6 繰下げ請求を考えていた	197	2.7%	23	1.6%	6	3.4%	168	3.0%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	569	7.9%	15	1.0%	20	11.2%	534	9.6%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた(注2)	1,385	19.2%	0	0.0%	0	0.0%	1,385	24.8%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	72	1.0%	72	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	73	1.0%	19	1.3%	2	1.1%	52	0.9%
	11 本人死亡により不明	149	2.1%	126	8.8%	6	3.4%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み(注3)	1,057	14.7%	627	43.6%	12	6.7%	418	7.5%
	13 70歳時請求案内があると思っていた	36	0.5%	7	0.5%	0	0.0%	29	0.5%
	14 病気療養中だったため	17	0.2%	5	0.3%	0	0.0%	12	0.2%
	15 その他	57	0.8%	27	1.9%	1	0.6%	29	0.5%
	16 回答が得られなかった	115	1.6%	23	1.6%	2	1.1%	90	1.6%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

(参考1)[詳細データ]「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(1)「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含めた裁定の状況(注)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

<表A>対象者全体の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a.「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		26,259 (注2)	9,557 (注2)	175	16,527
bの 裁定月別	平成22年6月	672	544	4	124
	平成22年7月	1,698	687	28	983
	平成22年8月	1,460	469	16	975
	平成22年9月	1,259	394	15	850
	平成22年10月	5,177	769	36	4,372
	平成22年11月	8,979	1,301	43	7,635
	平成22年12月	2,385	764	33	1,588

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		8,260 (注2)	2,000 (注2)	88	6,172
bの 裁定月別	平成22年6月	260	212	2	46
	平成22年7月	642	261	17	364
	平成22年8月	551	183	7	361
	平成22年9月	476	154	8	314
	平成22年10月	1,935	300	17	1,618
	平成22年11月	3,379	534	20	2,825
	平成22年12月	959	298	17	644

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

<表C>70歳以上の方の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		17,999 (注2)	7,557 (注2)	87	10,355
bの 裁定月別	平成22年6月	412	332	2	78
	平成22年7月	1,056	426	11	619
	平成22年8月	909	286	9	614
	平成22年9月	783	240	7	536
	平成22年10月	3,242	469	19	2,754
	平成22年11月	5,600	767	23	4,810
	平成22年12月	1,426	466	16	944

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

(2) 「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に年金請求書を提出した方の裁定の状況

<表A>対象者全体

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		15,066	2,422	102	12,542
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	12,066	1,658	68	10,340
	平成22年11月	2,548	672	23	1,853
	平成22年12月	452	92	11	349

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		6,572	1,149	59	5,364
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	5,275	790	39	4,446
	平成22年11月	1,096	316	13	767
	平成22年12月	201	43	7	151

<表C>70歳以上の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		8,494	1,273	43	7,178
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	6,791	868	29	5,894
	平成22年11月	1,452	356	10	1,086
	平成22年12月	251	49	4	198

## (参考2) 年金の請求を促すための取組み

### 1. 60歳到達の3か月前

- ① 60歳から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方  
→年金請求書(ターンアラウンド方式<sup>(注)</sup>)を送付〔平成17年10月より実施〕  
(注)「ターンアラウンド方式」とは、あらかじめ年金加入履歴等が記載された年金請求書を当該被保険者へ送付し、手続きの簡素化を図るもの。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たす方(上記①を除く)  
→お知らせ(65歳から老齢基礎年金の受給権が発生すること、60歳～64歳の間でも請求により繰り上げて年金を受けられること等をお知らせするもの)を送付〔平成17年10月より実施〕

### 2. 65歳到達の3か月前

- ① 特別支給の老齢厚生年金の受給権がありながら未請求の方  
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕
- ② 65歳から初めて年金の受給権が発生する方  
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕

### 3. 65歳到達月の前月末

- 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた方  
→年金請求書(ハガキによる簡便なもの)を送付〔平成3年3月より実施〕

### 4. 69歳到達月

- 年金の受給権がありながら未請求の方 ((ア)全く未請求の方、(イ)65歳以降未請求の方、(ウ)一方のみ未請求の方)  
→年金の請求を促すお知らせを送付〔平成23年5月より実施予定〕

### 5. その他

- 年金の請求漏れが生じやすい5つの事例に関する周知広報(ポスター、リーフレットを活用)〔平成22年10月より実施〕

(注)「5つの事例」……年金の加入期間が25年未満の方、年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方、厚生年金の加入期間のある65歳以上の方、厚生年金の加入期間のある方で「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方、60歳以上で会社にお勤めの方

## 2 70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

### (1)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」の送付について

#### ① 趣旨

70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対して、合算対象期間(カラ期間)や任意加入制度等について説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

#### ② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、70歳までの一定期間において保険料を納付することより25年の受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に対して「お知らせ」を送付した。(現に年金を受給している方やすでに任意加入をしている方を除く。)(平成22年9月28日送付)

○ 送付対象者数: 約1.6万人



(2)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

① 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む。(注1)

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注2)		15,931	100.0%
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		3,474	21.8%
cの 性別、年齢別	うち、男性	414	
	年齢	64歳以下	209
		65歳以上	205
	うち、女性	3,060	
	年齢	64歳以下	2,723
		65歳以上	337
cの 裁定月別	平成22年8月	556	
	平成22年9月	683	
	平成22年10月	778	
	平成22年11月	788	
	平成22年12月	669	

(注1)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年8月15日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月28日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2)うち、不着件数約1,900件。

(注3)年齢は、平成22年9月30日時点。

② 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等（平成22年12月31日現在）

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		15,931	100.0%
b. aのうち、任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		1,834	11.5%
cの 性別、年齢別	うち、男性		231
	年齢	64歳以下	111
		65歳以上	120
	うち、女性		1,603
	年齢	64歳以下	1,407
		65歳以上	196
cの 裁定請求書 提出月別	平成22年9月		0
	平成22年10月		403
	平成22年11月		765
	平成22年12月		666

(注1)うち、不着件数約1,900件。

(注2)年齢は、平成22年9月30日時点。

③ 「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

		人数	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数(注)		377	100.0%
相談結果の 確認状況別	a. 年金受給権有	205	54.4%
	b. 任意加入申込有	47	12.5%
	c. 年金受給権なし	53	14.1%
	d. カラ期間等確認中	72	19.1%

(注)「お知らせ」を持参された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権有」となった方の判明契機(複数回答可)

	人数	構成割合
a. 期間短縮特例に該当	4	1.9%
b. 共済期間が判明	2	0.9%
c. 未統合記録が判明	43	20.2%
d. 第3号未届期間が判明	0	0.0%
e. 合算対象期間が判明	145	68.1%
f. その他(裁定済)	19	8.9%
合 計	213	100.0%

<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の判明契機

	人数	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	98	67.6%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	4	2.8%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	1	0.7%
日本人であって海外に居住していた期間	1	0.7%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	33	22.8%
厚生年金保険等の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間	8	5.5%
合 計	145	100.0%

### 3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

(1)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金の加入期間に関するお知らせ」)を送付し、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方のうち、平成21年1月1日時点で63歳以上(注)の年金を受給していない方に対して「お知らせ」を送付した。  
(平成21年12月18日から24日にかけて送付)

(注)この年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3か月前に同様のお知らせを送付しているところ。

○ 送付対象者数： 約50万人

## (2)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

### ①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む(注1)。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)(注2)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		42,890	8.6%	60,764	12.2%	17,874
Cの 性別、年齢別	うち、男性	6,272		9,373		3,101
	年齢	64歳	508	0	-508	
		65歳～69歳	4,950	7,925	2,975	
		70歳以上	814	1,448	634	
	うち、女性	36,618		51,391		14,773
	年齢	64歳	1,185	0	-1,185	
65歳～69歳		33,624	48,490	14,866		
70歳以上		1,809	2,901	1,092		
Cの 裁定月別	平成21年10月	2,038		2,038		0
	平成21年11月	4,199		4,199		0
	平成21年12月	3,906		3,906		0
	平成22年 1月	3,408		3,408		0
	平成22年 2月	4,675		4,675		0
	平成22年 3月	5,055		5,055		0
	平成22年 4月	5,996		5,996		0
	平成22年 5月	3,910		3,910		0
	平成22年 6月	4,689		4,689		0
	平成22年 7月	5,014		5,014		0
	平成22年 8月	—		3,686		3,686
	平成22年 9月	—		3,973		3,973
	平成22年10月	—		3,624		3,624
	平成22年11月	—		3,657		3,657
平成22年12月	—		2,934		2,934	

(注1) 「お知らせ」送付対象者の抽出は、平成21年10月20日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年12月18日～24日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2) うち、不着件数 約3万件。

②「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		29,529	5.9%	47,403	9.5%	17,874
Cの 性別、年齢別	うち、男性	4,593		7,694		3,101
	年齢	64歳	508	0	-508	
		65歳～69歳	3,699	6,674	2,975	
		70歳以上	386	1,020	634	
	うち、女性	24,936		39,709		14,773
	年齢	64歳	1,185	0	-1,185	
65歳～69歳		22,852	37,718	14,866		
70歳以上		899	1,991	1,092		
Cの 裁定請求書提出月別	平成21年12月	1,264		1,264		0
	平成22年 1月	6,178		6,178		0
	平成22年 2月	4,908		4,908		0
	平成22年 3月	5,076		5,076		0
	平成22年 4月	4,339		4,339		0
	平成22年 5月	3,481		3,514		33
	平成22年 6月	3,339		3,728		389
	平成22年 7月	944		3,481		2,537
	平成22年 8月	—		3,562		3,562
	平成22年 9月	—		3,691		3,691
	平成22年 10月	—		3,937		3,937
	平成22年 11月	—		3,097		3,097
平成22年 12月	—		628		628	

③「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

事 項		人 数 (人)	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数 (注)		6,266	100.0%
相談結果の 確認状況	a. 年金受給権あり	2,005	32.0%
	b. 任意加入申込あり	316	5.0%
	c. 年金受給権なし	2,731	43.6%
	d. カラ期間等確認中	1,214	19.4%

(注)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権あり」となった方の判明契機

事 項		人 数 (人)	構成割合
a. 期間短縮特例に該当		38	1.9%
b. 共済期間が判明		25	1.2%
c. 未統合記録が判明		185	9.2%
d. 第3号未届期間が判明		8	0.4%
e. 合算対象期間が判明		1,570	78.2%
f. その他(既に任意加入中)		69	3.4%
g. 不明		110	5.5%
合 計		2,005	100.0%



<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の合算対象期間の種類

事 項	人 数 (人)	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	1,303	83.0%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	9	0.6%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	28	1.8%
日本人であって海外に居住していた期間	17	1.1%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	213	13.6%
合 計	1,570	100.0%

(参考) オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方に係るサンプル調査(平成21年7月 社会保険庁公表)の結果より

○ 調査対象者数: 1,628人(注)

○ うち、聴取できた方685人についての調査結果

(1) 受給資格期間を満たしていた方……………94人(13.7%)

(合算対象期間がある方等)

うち、①そのことを知っていた方……………62人(9.1%)

②そのことを知らなかった方……………32人(4.7%)

(2) 受給資格期間を満たしていなかった方……………591人(86.3%)

うち、①70歳までの間に国民年金に任意加入すれば、  
受給資格期間を満たす可能性がある方……………66人(9.6%)

うち、ア)そのことを知っていた方……………42人(6.1%)

イ)そのことを知らなかった方……………24人(3.5%)

②その他の方……………525人(76.6%)

(注) オンライン記録上、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない方(70歳未満の方については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない方)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方から抽出。